〈変更届にかかる提出書類〉

１　収集運搬業者（積替保管なし）

(1) 産業廃棄物処理業変更届（様式第１１号）（正副）

(2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破

　砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するお

それのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対

策（使用する容器の写真、区分方法など）を記載した書類

２　収集運搬業者（積替保管あり）

　　　(1) 産業廃棄物処理業変更届（様式第１１号）（正副）

　　　(2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）を記載した書類

(3) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の積替え・保管を行う

施設の所在地、施設内配置図（変更がある場合は、変更前後が分かる図

面等）

(4) 保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切

　りを設ける等必要な措置を記した書類

３　処分業

　　　(1) 産業廃棄物処理業変更届（様式第１１号）（正副）

　　　(2) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の処分を行う施設の所在地、施設内配置図（変更がある場合は、変更前後が分かる図面等）

(3) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容を

記した書類

(4) 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有

ばいじん等を取り扱う場合は、水銀の回収方法、中間処理後の残さの

処分・再生利用方法を記した書類

(5) 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含

有ばいじん等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法、中間処理

後の残さの処分・再生利用方法 を記載した書類

(6) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合

は、不溶化・固型化の方法を記載した書類

(7) 主要機器及び付帯設備の配置図、写真